

宮崎労発基 0616 第 1 号

平成 29 年 6 月 16 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

宮崎県支部長 殿

宮崎労働局長



宮崎労働局死亡労働災害多発警報発令要綱の一部改正について

時下、益々御清栄のことと御慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 22 日付け宮崎労発基 0322 第 3 号「宮崎労働局死亡労働災害多発警報発令要綱」（以下「本要綱」という。）により、宮崎県内の事業者及び労働者並びに関係団体に対して、死亡労働災害多発警報を発令し、本要綱に基づき、労働災害防止について、鋭意取組みを行ったところですが、当該警報発令期間中（3 月 22 日から 6 月 21 日）において、死亡労働災害が 3 人発生し、また、重篤災害も多発し、死亡労働災害等の撲滅に至っていないところです。

よって、本要綱に基づき労働災害防止のための取組を継続するため、別添のとおり、本要綱の一部改正を行ったのでその旨を通知します。

つきましては、死亡労働災害多発警報を 7 月 31 日まで延長しますので、本要綱の取組に基づき、県内の死亡労働災害の撲滅に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】 宮崎労働局労働基準部健康安全課